



## 認知症や障がいのある方の権利を守る 成年後見制度を知っていますか？

④ 地域包括支援センター ☎77・3925

芝山町地域包括支援センターでは令和6年11月1日より、権利擁護支援の地域ネットワークの中核機関として、**成年後見制度**についての相談や広報啓発を行うことになりました。

認知症などの理由により、金融機関でお金が引き出せない、保険が満期を迎えたのに手続きができないといったことはありませんか？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方について、本人や配偶者、親族などから申し立てに基づき、家庭裁判所が、ご本人の権利を守る「成年後見人」などを選ぶことにより、ご本人を法的に擁護する民法上の制度です。

この制度は、将来の不安に備えるための「**任意後見制度**」と、既に判断能力が十分でない方のため「**法定後見制度**」の2種類に分けられます。

### 任意後見制度とは

十分な判断能力があるうちに、将来の不安に備えて、任意後見人（ご本人に代わり手続きしてくれる人）を自ら選び、代わりにし

てもらいたい事を契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は公正証書で行います。

認知症などにより判断能力が低下した時に、家庭裁判所で任意後見監督人を選任することで、任意後見人としての業務が始まります。

### 法定後見制度とは

判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申し立てることにより家庭裁判所が適任と思われる成年後見人などを選任します。ご本人の判断能力に応じ「後見・保佐・補助」の3類型にわかれます。それぞれの業務を行う人を「成年後見人・保佐人・補助人」と呼びます。

「成年後見人」などが支援する内容としては財産管理（不動産や金銭管理、相続手続きなど）と身上監護（福祉サービスや入院時の契約や支払いなど）です。

※「成年後見人」などは、食事や掃除などの家事や日用品の買い物、介護などの直接的な支援は行いません。

|        | 後見                              | 保佐   | 補助                                      |
|--------|---------------------------------|--|---|
| 対象となる方 | 判断能力がほとんどない状態で、物事を行うことができない状態の方 | 判断能力が著しく不十分な方<br>日常生活が一人でできるが、重要な取引行為は難しい方 | 判断能力が不十分な方<br>日常生活が一人でできるが、重要な取引行為は難しい方 |

成年後見制度ってどんな制度？

手続きはどうしたらいいの？など、お困りごとがありましたら、地域包括支援センターにご相談ください。高齢の方も障害のある方についても、成年後見制度などの相談を、地域包括支援センターで対応しています。来所が難しい時には、訪問も可能です。※福祉課窓口にて相談される際は、事前にご連絡ください。

## 養護老人ホーム 坂田苑入所者募集

養護老人ホーム坂田苑では、利用希望者本人やそのご家族と直接契約を結ぶことにより施設への受け入れが可能となります。

■入所要件  
(1) おおむね65歳以上  
(2) 居住に課題を抱えている方  
(3) 病気がなく介護を必要としない方

■受け入れ開始日  
令和6年12月1日(日)から

■問合せ  
山武郡市広域行政組合  
養護老人ホーム坂田苑  
☎0479-821-0320

※詳細はQRコードからダウンロードしていただくか、問い合わせ先までご連絡ください。



## 農地流動化推進事業補助金 利用権設定に基づく貸借の申請はお早めに

④ 産業振興課農政係 ☎77・3917

町では、農業経営基盤強化促進法に規定される利用権の設定に基づく農地の貸借を行った認定農業者に対し補助金を交付しています。このたび、農業経営基盤強化促進法の一部改正にもない、利用権設定に基づく貸借が令和6年度末をもって廃止されることとなりました。申請期限までに利用権の設定に基づく農地貸借の申請を行った方は、農地流動化推進事業補助金の交付対象となりますので農地貸借についてお早めに申し込みください。なお、補助金の申請書は交付対象となる方に農政係から1月頃郵送する予定です。

### 交付対象者

利用権設定に基づく存続期間3年以上の農地の貸借を行った芝山町に住所を有する認定農業者及びその貸付者（貸付者は存続期間6年以上が対象）

### 交付要件

・町税を滞納していないこと  
・当該年度の転作（生産調整）を達成していること

### ■補助金額（円/10a）

|      | 貸付者       | 借受者   |
|------|-----------|-------|
| 新規設定 | 3年以上6年未満  | 2,000 |
|      | 6年以上10年未満 | 5,000 |
|      | 10年以上     | 8,000 |
| 再設定  | 3年以上6年未満  | -     |
|      | 6年以上10年未満 | 3,000 |
|      | 10年以上     | 6,000 |

- ・同一の世帯員の間での農地貸借でないこと
  - ・法人の構成員と同法人との間の農地貸借でないこと
  - ・機構集積協力金の交付を受けていないこと（借り手は除く）
- 利用権設定に基づく貸借の申請期限  
令和7年2月17日(月)
- 利用権設定に基づく貸借の申請先  
農政係



## 芝山あいあいタクシー利用運賃等の見直し(案)について パブリックコメントを実施しています

④ 企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77・39006

町では、持続可能でより効果的な運行を目指し芝山あいあいタクシーの利用運賃等を見直します。その見直し(案)に関して、町民の皆さまからのご意見を募集しています。

### ■実施期間

12月15日(日)まで

### ■内容

芝山あいあいタクシーの利用運賃等の見直し(案)

### ■実施方法

町ホームページによる閲覧

※見直し(案)等の詳細について



▲町ホームページ



## 成田空港の年間発着枠について 説明会を開催します

④ 企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77・39006

成田空港における今後の年間発着枠について、内容等に関する説明会を開催します。町民の皆さまが参加可能ですので、次の日程をご確認いただき直接会場へお越しください。

### ① 千代田地区対象

■開催日 12月20日(金)

■時間 午後6時30分～

■会場 福祉センター「やすらぎの里」

### ② 二川地区対象

■開催日 12月21日(土)

■時間 午前10時～

■会場 芝山町役場南庁舎1階

■開催日 12月21日(土)

■時間 午後1時30分～

■会場 芝山町役場南庁舎1階

※全日程同じ内容となります。ご都合のよい日程でお越しください。